

## 第5章 景観重要樹木の指定の方針

### (1) 景観重要樹木指定の基本的な考え方

古都大津の自然景観、歴史的景観を構成し、歴史的に地域住民によって地域のシンボルとして認識され、あるいは保護する必要性が認識されている樹木を対象として景観重要樹木の指定を行う。

### (2) 地域別の指定方針

各地域においては、地域の景観を特徴づける下記の樹木を中心として、実施計画の策定などを通して地域住民などの共通認識のもとに景観重要樹木に指定することが望ましい対象を抽出し、その指定に努める。

#### ① 山地景観地域

---

##### ア. 比良山系地区

- ・ レクリエーション施設などにおいてシンボルとなる樹木

##### イ. 葛川・伊香立地区

- ・ 葛川の集落において社寺などにあつてシンボルとなる樹木

##### ウ. 大石・田上地区

- ・ 点在する集落において社寺などにあつてシンボルとなる樹木

#### ② 古都緑地景観地域

---

##### ア. 比叡山・音羽山地区

- ・ 延暦寺、日吉大社、園城寺を始めとした社寺などにあつてシンボルとなる樹木

##### イ. 伽藍山地区

- ・ 石山寺を始めとした社寺などにあつてシンボルとなる樹木

#### ③ 丘陵地景観地域

---

##### ア. 堅田・和邇丘陵地区

- ・ 集落において社寺などにあつてシンボルとなる樹木
- ・ 市民センター、駅前広場、公園、学校などの地域の生活拠点となる公共空間にあつてシンボルとなる樹木

イ. 南郷・瀬田丘陵地区

- 市民センター、駅前広場、公園、学校などの地域の生活拠点となる公共空間にあってシンボルとなる樹木

**④ 田園集落景観地域**

---

ア. 北部湖岸田園地区

- 小松、木戸、和邇などの集落において社寺などにあつてシンボルとなる樹木
- 市民センター、公園などの公共空間にあつてシンボルとなる樹木

イ. 比良山麓田園地区

- 栗原や八屋戸などの集落において社寺などにあつてシンボルとなる樹木
- 市民センター、公園、学校などの公共空間にあつてシンボルとなる樹木

ウ. 仰木・伊香立田園地区

- 伊香立や仰木などの集落において社寺などにあつてシンボルとなる樹木
- 市民センター、公園、学校などの公共空間にあつてシンボルとなる樹木

エ. 田上田園地区

- 田上や上田上などの集落において社寺などにあつてシンボルとなる樹木
- 市民センター、公園、学校などの公共空間にあつてシンボルとなる樹木

**⑤ 古都景観地域**

---

ア. 堅田地区

- 地域の社寺、公園、学校などの地域の生活拠点となる公共空間にあつてシンボルとなる樹木

イ. 坂本・大津京跡地区

- 地域の社寺、市民センター、駅前広場、公園、学校などの地域の生活拠点となる公共空間にあつてシンボルとなる樹木

ウ. 石山寺・近江国庁跡地区

- 市民センター、駅前広場、公園、学校などの地域の生活拠点となる公共空間にあつてシンボルとなる樹木

## ⑥ 都心景観地域

---

### ア. 堅田副都心地区

- ・ 駅前広場などの公共空間にあってシンボルとなる樹木

### イ. 大津・膳所都心地区

- ・ 旧大津町、東海道筋などの歴史的まちなみにおける社寺などにあつてシンボルとなる樹木
- ・ 駅前広場、大津港、その他湖岸部などの商業業務エリアの公共空間にあつてシンボルとなる樹木

### ウ. 石山副都心地区

- ・ 駅前広場などの公共空間にあつてシンボルとなる樹木

### エ. 瀬田副都心地区

- ・ 駅前広場などの公共空間にあつてシンボルとなる樹木

## ⑦ 市街地景観地域

---

### ア. 小松地区

- ・ 小松の歴史的まちなみにおける社寺などにあつてシンボルとなる樹木
- ・ 市民センター、駅前広場、公園、学校などの地域の生活拠点となる公共空間にあつてシンボルとなる樹木

### イ. 木戸地区

- ・ 木戸の歴史的まちなみにおける社寺などにあつてシンボルとなる樹木
- ・ 市民センター、駅前広場、公園、学校などの地域の生活拠点となる公共空間にあつてシンボルとなる樹木

### ウ. 和邇地区

- ・ 和邇の歴史的まちなみにおける社寺などにあつてシンボルとなる樹木
- ・ 市民センター、駅前広場、公園、学校などの地域の生活拠点となる公共空間にあつてシンボルとなる樹木

### エ. 堅田・雄琴地区

- ・ 歴史的まちなみにおける社寺などにあつてシンボルとなる樹木
- ・ 市民センター、駅前広場、公園、学校などの地域の生活拠点となる公共空間にあつてシンボルとなる樹木

オ. 比叡平地区／藤尾地区

- 市民センター、駅前広場、公園、学校などの地域の生活拠点となる公共空間にあってシンボルとなる樹木

カ. 旧東海道沿道地区

- 歴史的まちなみにおける社寺などにあってシンボルとなる樹木
- 市民センター、駅前広場、公園、学校などの地域の生活拠点となる公共空間にあってシンボルとなる樹木

キ. 瀬田地区

- 市民センター、駅前広場、公園、学校などの地域の生活拠点となる公共空間にあってシンボルとなる樹木

⑧ 湖岸軸

---

(市街地水辺景観区、集落水辺景観区、砂浜樹林景観区、山岳水辺景観区、ヨシ原樹林景観区、河畔林景観区、水辺景観特別地区を含む)

- 白砂青松の湖岸の自然景観を構成する樹木
- 湖岸の歴史的まちなみにおける社寺などにあってシンボルとなる樹木
- 湖岸部において地域のシンボルとなる樹木